

## 令和2年度宮崎県介護ロボット導入支援事業補助金実施要領

宮崎県介護ロボット導入支援事業補助金（以下「事業」という。）を以下のとおり実施する。

### 1 事業の目的

介護現場において、介護ロボットの導入は、介護従事者の身体的負担軽減や介護業務の効率化を可能とするものであり、介護従事者が継続して就労するための環境整備に有効である。

このことから、介護保険施設・事業所における介護ロボットの導入に係る経費について補助を行う。

### 2 事業概要

宮崎県内の介護保険施設・事業者が介護ロボットを導入する際にかかる経費の一部を補助する。

#### (1) 補助対象事業者

宮崎県内にある介護保険施設・事業所

ただし、以下の対象サービス事業所は**補助の対象外**とする。

- ① 居宅サービス事業のうち、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売
- ② 介護予防サービスのうち、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売

#### (2) 補助対象機器

次の①から③のすべての要件を満たす介護ロボットであること。

- ① (i) 移乗介護、(ii) 移動支援、(iii) 排泄支援、(iv) 見守り・コミュニケーション、(v) 入浴支援、(vi) 介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。
- ② 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(平成30年度からは「ロボット介護機器開発・導入促進事業」)において採択されたロボット、または、センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行うロボットであること。
- ③ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

### (3) 補助対象経費

#### 介護ロボット導入支援事業

補助対象事業者が介護ロボットの購入に要する経費（導入する際の必要な諸経費を含む）とする。

ただし、次に掲げる費用は**補助の対象外**とする。

- ① 消費税及び地方消費税
- ② 機器のメンテナンス費用
- ③ パソコン、タブレット、スマートフォン等の通信機器費用又はインターネット回線使用料等の通信費
- ④ その他、本事業として適当とは認められない費用

※交付決定前に購入した機器については、補助の対象外

#### 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費

① Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）（以下「Wi-Fi 工事」という。）

② インカム

Wi-Fi 非対応型のインカムを含み、必要な諸経費を含む。

ただし、次に掲げる費用は補助の対象外とする。

ア 消費税及び地方消費税

イ 機器のメンテナンス費用

ウ インターネット回線使用料等の通信費

エ パソコン、タブレット、スマートフォン等の購入費用

オ その他、本事業として適当とは認められない費用

※交付決定前に購入した機器又は着工した工事については、補助の対象外

### (4) 補助金の交付額等

① 補助額

補助対象経費の1/2以内（補助額上限：1台あたり30万円。ただし、移乗支援及び入浴支援の機器は、1台あたり100万円）。

② 補助対象の限度台数

必要台数（同一機器で定員を超える台数は不可とする。）

(5) 事業規模

予算額以内とする（令和2年度予算：8,450万円）

【内 訳】

① 介護ロボット導入支援 5,450万円

② 見守り機器の導入に伴う通信環境整備（Wi-Fi工事、インカム）3,000万円

(6) 選定方法

申請額が予算額を超える場合は、次のとおりの優先順位により採択することとする。 交付対象事業者には、内示額を記載した通知を送付する。

① 介護職員の勤務環境の改善に取り組んでいる。

（例）処遇改善加算を取得している、ICTを活用している など

② 介護ロボットの効果や必要性が高いと考えられる特別養護老人ホームなどの施設系サービスの事業所を優先する。

③ 同一法人で複数の応募があった場合は、別の法人が運営する介護保険施設・事業所を優先する。

※申請額が予算額を超える場合は、補助額や補助対象機器台数を調整し、減額する場合がある。

(7) 導入効果報告

本事業により補助金を利用した事業者は、導入後3年間、導入効果について、「導入効果報告書」（要綱第5号様式）により、4月末日までに報告しなければならない。

（例）令和2年12月に導入した場合

令和4年4月、令和5年4月、令和6年4月までにそれぞれ報告

### 3 申請手続き等

(1) 提出書類

① 導入計画書（要綱第1号様式）

② 申請額算出内訳書（要綱第2号様式）

③ 収支予算書（要綱第3号様式）

④ 見積書等（写しで可）

⑤ Wi-Fi工事に関する図面

⑥ 導入予定機器の仕様等が分かるカタログ、パンフレット等（写しで可）

⑦ 誓約書（要綱第4号様式）

※上記の提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。  
※交付申請書、納税証明書（県税に未納がないことの証明：申請日から3か月以内のもの。写しでも可）については、県から別途指示があった日までに提出すること。

(2) 提出方法

郵送（封筒の表に「宮崎県介護ロボット導入支援事業費補助金」と朱書きをすること。）

(3) 提出先・提出期限

【提出先】 〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号  
宮崎県福祉保健部 長寿介護課 施設介護担当  
電話：(0985) 26-7058

【提出期限】 令和2年7月31日（金） 午後5時15分まで  
※郵送の場合は、令和2年7月31日（金）消印有効

4 令和2年度スケジュール（※スケジュールについては変更になる場合があります。）

6月22日（月）～7月31日（金） 募集（導入計画書等の提出）  
（事業者→県）

8月上旬頃 県による審査、選定、採択  
採択通知（内示）及び補助金交付申請書提出依頼（県→事業者）

8月中下旬頃 補助金交付申請（事業者→県）

9月中 交付決定（県→事業者）  
～ 事業着手（介護ロボットの購入・工事着手）  
→納品又は工事完了  
→（納品又は工事完了から30日以内）実績報告  
→補助金交付

※令和3年3月末までに納品されることが条件

~~~~~  
令和4年4月下旬 }  
令和5年4月下旬 } 導入効果報告（事業者→県）  
令和6年4月下旬 }